

釜石市長選挙

投票日

11月10日(日)

投票時間

7時～19時



11月10日(日)に釜石市長選挙が行われます。この選挙は、これからの4年間、市政を預ける代表者を選ぶ大切な選挙です。わたしたちの意見や要望を地方政治に反映させるため、候補者の公約などに耳を傾け、安易に棄権したり他人に惑わされたりせず、自分の意思で投票しましょう。

投票できる人

次の基準をいずれも満たす人が対象です。

- 平成13年11月11日以前に生まれた人
- 令和元年8月2日までに釜石市に住民登録をしており、その後も引き続き釜石市内に住み、釜石市の選挙人名簿に記載している人
- 令和元年8月3日以降に転入した人は投票できません。
- 市外に転出した人は投票できません。

市内で転居した人

選挙人名簿は、住民票上の住所で作成されます。復興住宅などに転居した場合でも、市に届け出をしていない人は、住民票上の住所のある投票所で投票することになります。

市内における転居の場合、10月16日までに届け出をした人は転居先の投票所で投票できますが、10月17日以降に届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。

入場券

入場券の発送は、11月3日を予定しています。入場券を紛失した場合など、入場券を持たずに投票所に来ても、本人と確認できれば投票する

ことができませんので、投票所係員に申し出てください。

投票所

投票所は、入場券に記載されています。

投票の仕方

市長選挙は「記号式」です。投票用紙にあらかじめ候補者の名前が印刷され、名前の上に「○」をつける欄があります。投票したい候補者1人に「○」をつけてください。

※期日前投票、不在者投票、点字投票は、候補者の名前を自分で書く「自書式」になります。

学生の皆さんはご注意ください

学生などで、本市に住民登録をしていても、実際には他の市町村に居住している人は、住所がないと判断され、投票できない場合があります。

当日、投票所で投票ができない人は

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。あらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入して期日前投票所にお越しください。

期日前投票所は次の3カ所です。
釜石市役所 第4庁舎1階 選挙管理委員会事務局
市教育センター5階 岩手大学釜石教室
イオンタウン釜石2階 イオンタウンホール

不在者投票

指定された病院や施設に入院または入所中の入居者、出張、長期滞在などにより釜石市にいない人は「不在者投票」ができます。

郵便投票

身体に重度の障がいがある人(障がいの種類、程度により制限があります)や、要介護度5の人は「郵便投票」ができます。投票用紙の請求は、投票日の4日前(11月6日(水)必着)までに行う必要があります。

開票

開票は、11月10日(日)20時10分から釜石市民体育館(鶴住居町)で行われます。有権者であればどなたでも参観できますが、開票所の秩序が守られるようご協力ください。

立候補届出日

また、投票状況は市のホームページでお知らせします。
市長選挙立候補者の届出日は、11月3日(日・祝)です。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎27-8462

防災行政無線の戸別受信機を貸し出します



自動で防災行政無線(デジタル波)を受信し、放送を家中で聞くことができる戸別受信機を、1世帯当たり1台を無償で貸し出します。ただし、台数に限りがあるため、希望者の中から次の世帯を優先します。

- 避難行動要支援者(名簿に登録済みの人)
- 屋外拡声器からの音が届かない難聴地域
- 土砂災害の危険度が高い地域

申込方法

各地区生活応援センターや市防災危機管理課に備え付けの貸与希望書に必要事項を記入し、市防災危機管理課へ提出してください。

申込期限

11月29日(金)

※申し込み多数の場合、希望に添えない場合があります
※希望者全員に貸し出しの可否について連絡します。1件ごとに状況確認を行うため、通知が遅くなる場合があります
※戸別受信機設置の際には、屋外に専用のアンテナを設置します

問い合わせ 市防災危機管理課 防災係 ☎27-8441



市内支線部バスの運行経路・ダイヤなどを11月から一部見直します

市は6月1日から実施している市内路線バスの幹線支線化について、8月に市内18カ所で地区懇談会を開催しました。この結果を受けて、各地区住民の意向に沿うよう次のとおりダイヤなどを見直します。

主な見直し内容

①北部コミュニティバス(栗橋方面)

- 13時45分鶴住居駅発中村行きが増便
- 18時20分中村発鶴住居駅行きが減便 など

②南部コミュニティバス(唐丹方面)

- 小白浜地区内の運行経路一部変更
- 花露辺復興住宅までの路線延長
- 所要時間見直しによる乗車時間短縮
- 山谷、荒金地区の予約制導入
- 岩手県交通との接続を考慮して土日祝日便の時間変更 など

③にこにこバス(箱崎白浜方面)

- はま神経内科クリニック移転に伴う運行経路変更
- 箱崎白浜地区内経路順を変更
- 13時15分鶴住居駅発箱崎白浜行きが増便
- 8時35分鶴住居駅発箱崎白浜行きが減便 など

④にこにこバス(尾崎白浜方面)

- 平田復興住宅へのバス乗り入れ(旧商業高校仮設住宅バス停移設)
- 10時佐須発上平田行き便を9時40分発に変更など

ダイヤ改正日 11月1日(金)

新しい時刻表

市のホームページへ掲載する他、各地区生活応援センター、市役所第1庁舎受付、市教育センター、釜石観光物産協会窓口、岩手県交通(株)釜石営業所に備え付けます。

問い合わせ 市生活安全課 交通政策係 ☎27-8451

優遇制度で空き家バンク掲載物件の利用を考慮してみませんか

市の空き家バンクに掲載されている物件を改修する場合、次の優遇制度が利用できます。

①【フラット35】地域活性化型

(独)住宅金融支援機構が提供する最長35年の長期固定金利住宅ローンです。釜石市空き家改修等補助金の対象者が、利用を希望し、釜石市から「利用対象証明書」が発行された場合、当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げることが可能です。

②いわぎん空き家活用・解体ローン

岩手銀行が提供する最長10年の変動金利型住宅ローンです。釜石市空き家改修等補助金の対象者が、利用を希望し、釜石市から「利用あっせん書」が発行された場合は、ローンの貸出金利を店頭表示金利から年0.5%引き下げることが可能です。

利用あっせん書の発行は空き家の活用を目的とする場合に限り、解体を目的とする場合は利用あっせん書を発行しません。

釜石市空き家改修等補助金とは

【概要】

岩手県外から釜石市に転入する際、空き家バンクに掲載されている物件を賃貸または取得して住む人に対し、改修費用を補助します。

【補助金額】

改修などに要する費用のうち、施工業者へ支払う額の2分の1の額(最大50万円・1,000円未満切り捨て)

【補助の対象】

- ①釜石市空き家バンクに掲載している物件を購入または賃借する人
- ②売買契約日または最初の賃借契約日から1年を経過しない人
- ③本人および生計を同一とする世帯全員が市税を滞納していない人
- ④補助金の交付を受けた日から3年以上定住する誓約をした人
- ⑤本人および生計を同一とする世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

問い合わせ

- 釜石市空き家改修等補助金について…市総合政策課 企画調整係 ☎27-8413
- フラット35について…住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120-0860-35
- いわぎん空き家活用・解体ローンについて…岩手銀行釜石支店 ☎22-3111